2011 年 12 月 7 日
プ ラ ハ 事 務 所

チェコにおける公共入札について

1. 法規制

公共調達に適用される法規制は、(i) 欧州連合の法規制と (ii) チェコの法規制に基づく。

(a) チェコ共和国における公共契約は、発注は特に「公共契約法（2006 年第 137 号法令集、改正法）」に準拠する。契約主体が遵守すべき基本原則は、

(i) 透明性の原則、

(ii) 均等待遇の原則、

(iii) 無差別の原則、である。

(b) 公共調達に関するチェコの法規制は EU 法に基づき、主に次の二指令が重要となる。

(i) 公共工事契約、公共物品供給契約、公共サービス契約の発注手続き調整に関する欧州議会および理事会指令 2004/18/EC

(ii) 水道、エネルギー、交通、郵便サービスセクターの事業者の調達手続き調整に関する欧州議会および理事会指令 2004/17/EC（いわゆる「セクター指令」）

2. 公共契約の発注義務者

一般に、公共契約の発注を行うのは公共資金で運営される主体（例えば省庁、国家基金、病院、学校、市町村、地域）とそれらの支配下にある主体、および、特定の活動を行う排他的権利を有する主体（例えばガス、暖房、電力の生産者ないしは配給者、公共交通サービスを運営する輸送事業者）である。

公共契約法では特に、公共契約発注の義務を負う主体として次の３タイプを区別している。

(c) 契約当局。これは以下を指す。

(i) 国家、市町村、地域、国家の官庁および機関（いわゆる国家の組織単位と許認可機関）

(ii) その他の法人で、以下の二つの条件を満たす者

(1) 公益上のニーズに応えるという特定目的で設立された

(2) 他の契約当局の資金提供ないし支配によって概ね運営されているか、機関構成員の半数超が他の契約当局によって任命されている

(d) 助成対象契約主体は、公共契約を発注する法人または自然人で、契約総額の50%超について契約当局提供の基金から払戻しを受ける者と理解される。ただし、かかる公共契約の主題が以下のいずれかであることが条件となる。

(iii) 法定の公共工事

(iv) 公共工事契約の関連法で規定された公共サービス

(e) セクター契約主体は、法定の特定セクター（例えばガス産業、暖房産業、電力産業、水道産業、公共交通産業）で何らかのいわゆる「該当活動」に従事する者。ただし、以下の条件のいずれかを満たす必要がある。

(v) 該当活動を特別な権利もしくは排他的権利の下に（つまり、ライセンスによって、など）行っている

(vi) 当該の該当活動を行う者に対し、契約当局が圧倒的影響力（直接か間接かは問わず）を及ぼすことができる。

3. 公共契約のタイプ

公共契約の主題は、

(f) （対価を得た）公共物品の供給 — すなわち、物品（製品）の（特に、購入、割賦購入、レンタル、またはリースの形態での）調達

(g) （対価を得た）公共工事の実施 — すなわち、法定の公共工事（例えば、建物の新築やその定期修繕、高速道路や道路、空港の建設、水道工事）の実施や、総体として一定の経済的機能または技術的機能を果たすのに十分な構造物の構築

(h) （対価を得た）公共サービスの提供 — すなわち、公共物品供給契約でも公共工事契約でもない公共契約

4. 推定価値による公共契約のタイプ

推定価値は、公共調達法[1]に基づく発注の対象か否かを決める要素であり、発注プロセスの要件を判断する上でも決定要素となり得る。

公共調達法では、推定価値によって公共契約を３タイプに区別している。

(i) 閾値より上の公共契約

(j) 閾値より下の公共契約

(k) 小規模な公共契約

閾値より上の公共契約では、発注プロセスについても契約主体についても、閾値より下の公共契約に比べて厳しい要求（特に入札提出期限に関して）が出される。小規模な契約では、契約主体は当該契約を公共調達法に従って発注する義務はないものの、透明性、均等待遇、無差別の各原則には従わなければならない。

実際には、契約当局が小規模公共契約も公共調達法に基づいて発注する例もあるが、公共契約の推定価値を小規模契約の上限値をかろうじて下回る程度に見積もり、契約主体が公共契約を発注する際に同法に従わなくてもよいようにするケースが多い。

下表は、推定価値による公共契約の区分である。額は付加価値税別。（CZK = チェココルナ）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>公共物品</td><td>公共サービス</td><td>公共工事</td></tr>
<tr><td rowspan="3">閾値より上の公共契約</td><td>契約当局</td><td colspan="2">主体のタイプによって:
1) CZK 3,236,000 を上回る（国家、国家機関、官庁 — いわゆる組織単位と許認可機関）

2) CZK 4,997,000 を上回る（市町村、地域、契約当局の支配下にあるその他の法人）</td><td rowspan="3">CZK 125,451,000 を上回る</td></tr>
<tr><td>セクター契約主体</td><td colspan="2">CZK 10,020,000 を上回る</td></tr>
<tr><td>助成対象契約主体</td><td colspan="2">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">閾値より下の公共契約</td><td colspan="2">CZK 2,000,000 から
「閾値より上の公共契約」の閾値まで</td><td>CZK 6,000,000 から
CZK 125,451,000 まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模な公共契約</td><td colspan="2">CZK 2,000,000 まで</td><td>CZK 6,000,000 まで</td></tr>
</table>

5. 発注手続きのタイプ

公共調達法では、発注手続きを (i) 公開方式、(ii) 限定方式、(iii) 公示後交渉方式、(iv) 非公示交渉方式、(v) 競争的対話方式、(vi) 「閾値より下」の簡易方式に区別している。

実際は、公開方式と限定方式が、契約主体や公共契約のタイプを問わず使えることから、最も一般的である。他の発注方式をとる場合は、公共調達法で定められた特別条件を満たす必要がある。

(l) 公開方式の通知によって、契約主体は無制限数の入札者に対し、入札書の提出と適格証明の提示を呼びかける

(m) 限定方式の通知によって、契約主体は無制限数の入札者に対し、参加申込書の提出と適格証明の提示を呼びかける。限定方式の手続きは、次の二段階に分かれる。

(i) 第一段階で、契約主体は参加申込書を提出した入札者の資格を評価する

(ii) 第二段階で、契約主体は適格であることを証明した候補者に対し、入札書の提出を呼びかける。契約主体が第二段階の参加候補者数を限定する場合は、予め決められた客観的基準に基づいて選ばれた候補者のみに、入札書の提出を呼びかける

6. 参加申込書と入札書の提出期限

（限定方式の第一段階における）参加申込書の提出期限と、（公開方式、ならびに限定方式の第二段階における）入札書の提出期限を決める際、契約主体は法定最短期限を遵守しなければならない。これらの期限は、契約主体が発注手続き開始の通知を公共契約情報システムで公示すべく送付した日の翌日から起算する。

下表に一般的な最短期限をまとめた。とはいえ、契約主体は法定の条件を満たした上でかかる期限を短縮することができる。とりわけ閾値より上の公共契約では、いわゆる事前情報通知（契約主体が 12 ヶ月以内に閾値より上の契約を発注する計画である旨を明記）を公示すれば、契約主体は期限を短縮できる。

	公開方式 (入札書提出期限)		限定方式 (参加申込書提出期限と入札書提出期限)			
	閾値より上の公共契約	閾値より下の公共契約	閾値より上の公共契約		閾値より下の公共契約	
			参加申込書	入札書	参加申込書	入札書
契約当局（および助成対象契約主体）	最短 52 日	最短 22 日	最短 37 日	最短 40 日	最短 15 日	最短 15 日
セクター契約主体		最短期限の指定なし	最短 37 日	最短 24 日	最短期限の指定なし	最短 24 日

7. 公共契約通知の公示法

実際の発注手続きは、公共契約情報システムで発注手続き開始の通知を公示することで始まる場合が多い。この情報は、インターネット上の http://www.isvzus.cz/usisvz/ で一般の閲覧可能である。

閾値より上の公共契約の場合、EU 官報（http://ted.europa.eu/TED/main/HomePage.do）でも通知を公示しなければならない。

8. 入札者が公共契約に参加する方法

入札者は、(i) 独自で参加してもよいし、(ii) 下請事業者として参加してもよいし、 (iii) コンソーシアムの一員として（つまり、公共契約の主題を複数の入札者と共同で充足する形で）参加してもよい。

9. 入札者の資格を評価する方法

公開方式でも限定方式でも、入札者は適格証明を求められる。公共契約の入札者の資格基準は、(i) 契約当局ないし助成対象契約主体による発注の場合と (ii) セクター契約主体による発注の場合で異なる。

(n) 契約当局ないし助成対象契約主体には主として、次の 4 グループに分類されるいわゆる資格要件を満たすよう求める（権利はもとより）義務がある。

(i) 基本的資格要件は、入札者の人物、および（または）法人の場合はその法定機関に関する条件（例えば、入札者が刑事犯罪の最終有罪判決を受けていない、倒産処理手続きがとられていない、など）

(ii) 専門資格要件は、入札者の事業範囲に関する条件

(iii) 経済的財務的資格要件（例えば、専門職上のリスクに対する賠償責任保険、当該公共契約の主題に照らした入札者の総事業規模）

(iv) 技術的資格要件（特に、過去数年間で入札者が実施した主な物品提供、サービス提供、公共工事）

入札者の資格不十分[2]は、当該入札者が関連契約を下請業者と結んでいれば、その下請業者を通じて証明することもできる。

(o) セクター契約主体は、入札者資格の客観的評価を可能にするいかなる客観的要件をも定める権利を有する。

(p)

10. 入札書の評価方法

入札書は、契約当局（特定ケースでは大臣または政府）が任命した評価委員会で評価される。契約当局は、次のオプションのうち一つを基本的評価基準として選ぶことができる。

(q) 入札内容の経済的利点（この場合、当該契約当局には部分的評価基準 — 入札価格、品質、提案された実施内容の技術的メリット、運営コスト、納期など — を確立する義務がある）

(r) 最低入札価格

11. 最適な入札の選抜と公共契約の締結

契約当局には、適用評価基準に従って最適と評価された入札書を選ぶ義務がある。契約主体は、最適入札者の落札を告げる通知状を他の入札者にも送付しなければならない。最適入札の落札決定に対する異議申立期間が経過した時点で、契約主体は最適入札者と契約を締結する。

12. 落札できなかった入札者の自衛手段

落札できなかった入札者はいずれも、以下の方法で自衛できる。

(s) 契約主体に対して、異議申立書を提出する

(t) 経済競争保護局に、契約主体の業務慣行を評価する手続きを開始するよう申請する

(u) 経済競争保護局が不利な決定を下す可能性を見越して、裁判所へ行政訴訟を起こす

以 上